

★平成27年度版税務ハンドブック正誤表

	誤	正	更新日
	■役員の給与 2. 役員の給与の損金不算入 ② と P78 1行目の※		
P77	②事前確定届出給与及び利益連動給与※	→ ②事前確定届出給与※(①定期同額給与及び③利益連動給与を除く)	
P78	※利益連動給与(非同族会社に限りません。⇒利益に関する指標を基礎として算定される給与)	→ ※事前確定届出給与⇒所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づき支給する給与	8月17日
	■役員の給与 2. 役員の給与の損金不算入 ③ と [業績連動型役員給与]の損金算入要件の3.		
P78	③非同族会社が業務執行役員に対して支給する給与で次の要件を充たす業績連動型の役員給与	→ ③利益連動給与(非同族会社が業務執行役員に対して支給する給与で次の要件を充たす業績連動型の役員給与)	
	3. 支出した事業年度において損金経理していること	→ 3. 損金経理していること	
P111	所得税 ■所得税の主な申請・届出等 □青色申告関係 の提出書類等欄 1～2行目 ○青色申告承認申請書兼青色専従者給与に関する届出書★ ○青色申告承認申請書に関する届出書		10月5日
P148	7. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 □買換資産である居住用家屋の床面積基準の項目→50㎡以上 の下6行(耐火建築物の中古住宅である場合)の説明文 ・個人の居住の用に供する～が適用対象になります。	→ 削除	12月4日
P164	平成27年分の所得控除一覧表 1. 雑損控除 (2)災害関連支出5万円超……の算式を下記に差し替え $\left. \begin{array}{l} [A+B] - [A] + 5 \text{万円} \\ (\text{総所得金額等の合計額}^{*5} \times 10\%) \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{いずれか} \\ \text{低い金額} \end{array}$		11月24日
P168	[ふるさと納税] ①と③の所得税率 (0～40%(※))	→ (0～45%(※))	12月25日
P182	所得税額の計算関係図(平成27年分) 分離 株式等に係る譲渡所得等 上場株式等 の分岐表記 源泉分離課税 → 売却代金の1.05%(転換社債は0.5%) → 削除		7月29日
P205	仕入税額控除等 1. 仕入に係る控除税額の計算 と P206 2. 仕入税額按分計算の()書き部分 (原則・非課税売上割合5%未満) → (原則・非課税売上割合5%以下)		
P206	(課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円以上の場合の按分計算)	→ (課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超の場合の按分計算)	9月14日
P205	仕入税額控除等 (仕入税額控除の図示) 原則 の分岐表記 非課税売上割合が5%未満のとき → 非課税売上割合が5%以下のとき 非課税売上割合が5%以上かつ課税売上高5億円以下 → 非課税売上割合が5%超又は課税売上高5億円超		
P227	3. 住宅取得等資金の贈与の特例 の説明文1行目 ・平成31年6月30日までの間に～ → ・平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に～ 【 非課税限度額 】の表内(平成26年の行と平成27年の欄) 平成26年の行 → 全て削除 平成27年 → ～平成27年12月		11月24日
P263	事業税 ★事業税の税率等 1 個人事業税 (2)課税標準等 の説明文を下記に差し替え ・不動産所得及び事業所得の所得金額の計算は、原則として所得税の計算と同様です。 ①青色専従者給与→所得税で配偶者又は扶養親族とした場合に、所得税確定申告書の「事業税に関する事項」で申告があるときは、事業専従者と認めた給与額を控除 ②白色専従者給与→50万円(配偶者は86万円)と、控除前所得金額÷(専従者数+1)のいずれか少ない金額 ③青色申告特別控除の適用はありません。		3月10日
	事業税 ★事業税の税率等 1 個人事業税 (4)各種控除 の⑤ ⑤事業主控除(地法72の49の14) → ⑤事業主控除(地法72の49の14) →年290万円		

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内
<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/>に掲載させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。